

**日程第35 議案第12号 市道路線の認定について**

○議長（中西峰雄君）日程第35 議案第12号市道路線の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この市道認定についてお尋ねをいたします。

これは高野参詣大橋というこの橋を市道認定するというので、その場合、一番心配するのは維持管理費なんです。それから、なぜ橋本市がこの市道と、橋本市の道としなければいけないのか。こっち、もちろん北側は橋本市ですし、南側は九度山町ですよ、そこら。

それからかなりの期間ていうんか、完成してからたっておると思うんですが、どこがつくったのかというのか、そういう関係について、なぜ県であるとかそうしたところに維持管理をいわばさせられないのかというかな。

それから、ちょっといろいろで申しわけないんですが、これどの程度維持管理費として必要な額になってくるのかと。新しいうちはいいと思うんですが、これらの点について伺います。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）それでは、経過から簡単にご説明申し上げます。

本橋梁及び前後の道路につきましては、紀の川左岸の広域農道へのアクセス道路という位置づけで県が実施いたしました。コンセプトといたしましては、紀の川右岸の広域農道

あるいは京奈和側道、それから左岸の広域農道、これらを有機的につなげることによって農道の効率化を図ろうというところで、県の左岸農道関連ということで施行されております。ただ、施行段階から完成の暁には、市町村で管理するという前提のもとに県において施行されております。今回の市道認定のうち橋梁部分につきましては、平成14年3月に完成をしております。ただ、今回、市道認定に至るに当たっては、本年の6月、土地改良財産の譲渡ということで県のほうから当時は経済部のほうへ一たん移管され、その後、今回市道として管理するため市道認定というお願いでございます。

それで、なぜ橋梁部分すべてを橋本市が認定するのかということでございますけれども、これにつきましては、橋梁のほう、真ん中で管理というわけにもいきませんので、本市と九度山町におきまして協定を既に結び、管理については市道認定を行い、市が管理する。ただし、大修理等が生じた場合、費用負担は半々ですというような申し合わせの協定を結んでおります。

それから、今後の維持管理費についてなんですけれども、当面は、橋梁の街路灯というところで、年間電気代が約11万円程度発生しております。ただし、通常の維持管理ですと、冬季の融雪時の対応とか、そういった細かい点は抜きまして、大修理ということが当然発生してくるんですけれども、先ほどもご答弁させていただいたとおり、建設は県ですけれども、維持管理は市町村でお願いいたしますということでスタートしておりますので、現在までに大修理等については行われておりませ

ん。一般的にこの橋につきましては、いわゆるけたについては鋼製げたで鉄でございます。当然、塗装が必要になってまいります。一般的な事例としましては、この辺の塗装というのは、10年から15年が一つの目安なんですけれども、この橋梁につきましては、橋本橋等の、いわゆるトラスがついておりませんので、けた部分というのは、すべてコンクリートの下でございます。ですので、日が当たってないということで、多分これよりは相当持つであろうと。現状もかなりいい状態でございます。ただ、いずれ大修理というのは大きく発生してきますので、その段階では、恐らくは数千万円単位の修繕費が要ってくるのではなかろうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）大修理の中身というか、今、塗装というのはよくわかるんですが、それ以外で大修理については九度山町さんも半分負担するというようなんですが、事細かなというか、覚書とかいうのか、そんなのは交わしてないんでしょうか。これは大修理だ、いやこれは小さな修理だというふうな、そんなトラブルは心配ありませんか。この点、伺います。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）協定書の中では、いわゆる通常の維持管理というところで多少細かく移しております。それはいわゆる機能を維持するという程度のものでございまして、更新するという話になれば、大修理ということで半々の持ち分であろうと考えております。そういうことでございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにございませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ちょっとすいません、この部分ですが、参考資料をいただいて見て

いるんですが、その裏にも大きく示していただいて、要するに信号から、本市の信号から橋を越えて九度山の境界線まで行くということで理解しているんですが、道の市道の認定は、なるほどわかるんですが、塗装云々の話ありましたけど、橋梁に関して、これはあれ違いますかな。すべてうちの市の持ち分になるんですか。橋梁の部分。国交省というか、県の持ち分になるん違うかな。全部うちのもんになるんですか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）先ほど申しました事業の中で、道路部分と橋梁部分が県によって施行されております。ともに土地改良財産ということなんですけれども、この橋梁部分も含めまして本市及び九度山町が譲渡を受けたということでございます。

○議長（中西峰雄君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）市道認定に関しては、概ねその意味はわかるんですけれども、その以前に協定を結んでおられるという話の中で、条約にしましても批准せないかんのと一緒に、協定を結んだ時点で議会に報告があつてしかるべきじゃないかと思うんですけど、そのところのお考えをお伺いします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）私、答弁の中で協定というのは、申し上げましたのは、維持管理に関する橋本市と九度山町の管理の具体的な、どこをどんな修繕ならどうしましょう、大きな大修理が発生したらどうしましょうということで、そもそも論の協定ということではなくて、もっと平易な意味での協定で、そういう後の管理をしましょうということに基づいて市道認定を上げさせていただいているということでございます。

それから、当初につきましては、もともとそもそも論のところにつきましては、旧高野

口町時代の平成の初期の段階でございますので、ちょっとそのあたりはご勘弁願いたいと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第36 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中西峰雄君）日程第36 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今回の公募に対して六つの法人から応募があったというふうに聞いています。それで、六つの中から、橋本市指定管理者選定委員会要綱に基づいて選定委員会が開かれて、この顕陽会が選ばれた。

まず一つは、その顕陽会は九度山町の法人ですよね。橋本市内には、もう既に保育所と言えば、ちょっと法人の名前はちょっとわからないので、保育園の名前で言えばムーミン谷、高野口こども園、バンビーノ、香久の実保育園と、四つ市内にあるんですけれども、その四つの法人は、応募してきた六つの中に、まず含まれていたのかどうか。また含まれていたのならば、四つのうち幾つの法人が応募されたのかというのが1点と、それと、選定委員、隅田地区の保護者会とか、保護者の皆さんからも選定に入りたいという声があつたと思うんですけれども、この選定委員会はというふうな構成になっていたのかというのが2点目。

それと、資料がすごく少ないんですけれども、参考資料の中の8ページに、法人の特徴として平成17年から九度山町から委託を受けて、九度山保育所を開所、この経験から公設民営保育園の運営方法を熟知しており、保育、教育内容も橋本市の公立保育園に近いというふうにあるんですが、それならば、橋本市の公立保育園の保育というのを、というふうに考えておられて、どの部分が近いと選定の理由にされたのか。

それと、今まで公設民営にするということでは、公と民との切磋琢磨ということを盛んに言われてたんですけれども、それにもかかわらず公立保育園に近いということが選定理由になったという理由、以上お願いいたします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）まず、1点目、市内の法人が含まれていたかどうかということなんですけれども、市内で保育所なりこども園あるいは幼稚園を経営している民間法人もあるんですけれども、法人の所在地は別として、市内の園から1園の参加がございました。2園ございました。失礼しました。

それと、選定委員会の構成なんですけれども、指定管理者の選定に当たっては、選定委員会で設置して選んだわけなんですけれども、社会保障法の専門家、これが1名、財務の専門家、これも1名、地元区の代表者2名、関係園、今回、こども園に対象となる園なんですけれども、そこの保護者の代表の方5名、それから公募した委員さん2名、それと市の職員、これは公立保育園、幼稚園の園長の代表者を含めて8名です。あわせて19名の構成でございました。

それと、当日採点、2回開いて最終日に採点をしたわけなんですけれども、そのときには市の職員1名が欠席しておりました。した

がしまして、採点に加わったのは18名ということになります。

それと、今回受託決定した法人なんですけれども、法人の性格として、公立園に近いということで選んだ理由の一つになっているということなんですけれども、これは、これまでの橋本市の保育所なり幼稚園の保育方針なり保育の考え方、これについては、どの法人であっても基本的な保育の部分については継承してもらおうというのが一つ応募の中の条件でございました。これについては、どこが受託していただくについても、基本的な部分は同じかと思えます。ただ、今回さらに公立に近い運営法人であるということが一つの選ばれた条件の一つになっておるのも事実です。それについては、保護者の方が、代表の方が5名、それと公募委員の方、これは当然市内の方なんですけれども2名、あわせて7名の方が保護者の代表あるいは保護者の代表に近い、そういう方が入っておられるという関係で、そういう形で選ばれたんだろうと思っております。これはもう結果論です。

以上です。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）すいません、答弁もれなんです。継承が条件ということと言われたんですけれども、継承ということ言っても、橋本市の公立保育園の保育の特徴をどういうふうに考えておられるのかというのを問うたんですけれども、その分が抜けていたのでお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）橋本市の保育については、それぞれ幼保一元化計画策定に当たりまして、こども園ということなので、これまで培ってきた幼児教育、幼稚園での保育のあり方あるいは公立保育園での保育のあり方、それぞれ特徴、良いところは生かして

ということが基本になっております。

ちょっと個々の保育、具体的には子どもの最善の利益を考える保育、保護者と連携する保育、地域に根差した保育園、この部分が顕陽会さんの考え方と一致しているという認識で持っております。日々の具体的な保育活動なんですけれども、毎日のリズム運動や散歩あるいは食育等で、子どもの心身の全面発達を目指しております。また、地域の親子との交流や地域の行事の参加を通して、地域とのつながりを持たせております。特に、橋本市では食育に力を入れて、調理師だけでなく職員全体で話し合っって子どもの発達を考えた献立内容やアレルギー対応、手づくりおやつ、これらをレシピに生かした給食づくり、これらも特徴の一つかと思っております。その点も審査の当然対象にさせていただきました。

以上です。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）要望なんですけれども、どういう法人なのかということも含めて参考資料が1ページしかないっていうのは、あまりにも少ないと思うんです。また、前回の高野口こども園のときには、たしか採点表とかも資料として出てきたと思うんですけれども、私残念ながら文教の委員ではないんですけれども、全員にできたらもっと詳しい、判断できるような資料をつけていただきたいと思うんですけれども、要望してはいけませんでしょうか。要望します。

○議長（中西峰雄君）そのほかにございせんか。

10番 松本君。

○10番（松本健一君）ちょっとこの件について要望もかねてございます。公立保育園に近いということで、これについては、先日、学びの日のイベントで、高野口のこども園を発表されているのをちょっと見させていただき

ました。ほかの公立園と、やはりちょっと比べてみて、先ほど地域とのつながりという点で、お散歩とか行くとかっていうお話ありましたけれども、やはりああいった発表の場でその地域とどれだけ密接に、教師の保育に携わっている方々が積極的に参加していくか。やはりああいった場というのは、子どもの保育、保護者も来られています。そういった場でやはり少し残念な状況を見たので、今回のこの顕陽会さん、受けられるというところで、ここは要望です。しっかりと今の橋本の公立園がやっているレベルまで上げていただくように、しっかりと見ていただくようお願いいたします。要望でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第37 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中西峰雄君）日程第37 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第38 議案第15号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更につ

いて

○議長（中西峰雄君）日程第38 議案第15号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第39 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(中西峰雄君)日程第39 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

この際、4時10分まで休憩いたします。

(午後3時54分 休憩)